

遺伝子組換え食品の検査

遺伝子組換え食品は、食品衛生法に義務付けられている安全性審査を行い、問題ないと判断されたもののみが国内で製造・輸入・販売が可能になります。検査は、審査済みのものについては定量検査(食品中に遺伝子組換え体がどのくらい含まれているかを調べる検査)を行います。一方、未審査のものについては定性検査(食品中に遺伝子組換え体が含まれているかを調べる検査)を行います。

平成24年9月に、各区福祉保健センターが収去した30検体について、遺伝子組換え食品の検査を実施しました。

1 定量検査

穀類加工品(トウモロコシ粉)1検体について、Event176、Bt11、T25、Mon810およびGA21トウモロコシ^{*1}の5系統を検査しました。その結果、混入率は5%以下^{*2}であり、違反検体はありませんでした(表1)。

表1 Event176、Bt11、T25、Mon810およびGA21トウモロコシの検査結果

品名	原産国	検体数	混入率5%を超える検体数
穀類加工品(トウモロコシ粉)	アメリカ	1	0

^{*1} 5系統すべて遺伝子組換えトウモロコシの品種です(害虫抵抗性: Event176、Mon810 除草剤耐性: T25、GA21 害虫抵抗性および除草剤耐性: Bt11)。日本で安全性審査が行われているため、製造、輸入、販売が可能です。

^{*2} 審査済みの遺伝子組換え食品は、混入率が5%を超えると表示義務が生じます。一方、5%以下ならば表示義務はありません(ただし、混入が起こらないよう管理していたことが書類等で確認できること、かつ、意図的に遺伝子組換え食品を混入していないことが前提になります)。そのため、検査では混入率が5%を超えているかどうかを調べます。

2 定性検査

(1) Bt10トウモロコシ^{*3}の検査

トウモロコシ加工品(菓子類、穀類加工品)10検体について、Bt10トウモロコシの定性検査を行いました。その結果、いずれも不検出であり、違反検体はありませんでした(表2)。

表2 Bt10トウモロコシの検査結果

品名	原産国	検体数	検出数
菓子類	日本	7	0
	スペイン	1	0
穀類加工品(トウモロコシ粉) ^{*4}	アメリカ	1	0
〃 (タコシエル)	オーストラリア	1	0
計		10	0

^{*3} 除草剤耐性と害虫抵抗性を持つ遺伝子組換えトウモロコシの品種です。過去にアメリカで安全性審査が行われていない種子が誤って流通し、栽培された事例がありました。日本で安全性審査が行われていないため、食品衛生法により販売等が認められていません。

^{*4} 定量検査と同一検体

(2) 63Btコメ、NNBtコメ、およびCpTIコメ*⁵の検査

米加工品(米粉等)20検体について、63Btコメ、NNBtコメ、およびCpTIコメの定性検査を行いました。その結果、いずれも不検出であり、違反検体はありませんでした(表3)。

表3 63Btコメ、NNBtコメ、CpTIコメの検査結果

品名	原産国	検体数	検出数
麺類	台湾	4	0
	タイ	1	0
	ベトナム	1	0
米粉	日本	7	0
ライスペーパー	日本	4	0
	ベトナム	2	0
とっぼぎ	日本	1	0
計		20	0

*⁵ 63Btコメ、NNBtコメ、CpTIコメは、いずれも害虫抵抗性を持つ遺伝子組換え米の品種です。日本で安全性審査が行われていないため、食品衛生法により販売等が認められていません。

【 検査研究課 食品添加物担当 】